

朝礼の時間は労働時間か？

朝礼の時間は労働時間か？



労働時間の定義として、作業服の着替えの時間、タイムカードに刻印した時刻から仕事を始めるまでの時間など考えればきりがありません。

工場などでは定時後の会社備え付けの風呂への入浴時間。

またまた、自分を仕事を終えた後、同僚の仕事が終わるのを職場で待っている時間・・・など。

会社が、そのような実態を把握しているかどうか、把握しているとすれば、どのような対応をとっているかがポイントとなります。

最終的には、サービス残業になるかどうかの問題となるためです。

今回は、朝礼の時間についての事例です。

『朝礼に出ない！』

ある会社から『大至急来てほしい』と電話があり伺ったところ、新しく入社した社員が、8時45分からの朝礼の時間に間に合うように入社せず、それを注意すると『始業時刻は9時からなのだから、それまでに入社すれば、法律的に問題ないはずだ』と言って、相変わらず9時入社を続けている。

そして、それを真似して、他に2名の者が9時に入社するようになってしまった。

ちゃんと8時45分に入社している者から不満が出始めていて、社内の雰囲気は日に日に悪くなってきて困っているとの事です。

『労働時間とは』

その会社の就業規則では、始業時刻9時、終業時刻18時となっています。問題は、朝礼が労働時間になるのかどうかという事です。

一般に労働時間とは、労働者が使用者に労務を提供し、現実にその指揮命令下にあつて、拘束支配を受けている時間をいいます。

つまり、就業規則で朝礼への参加が義務づけられていたり、直接的に義務づけられていなくても、参加しない場合には遅刻扱いとされたり、昇給、賞与などの査定にマイナスとなるような場合、会社の命令などで朝礼の中で、順番にスピーチをする場合などは労働時間となります。

『就業時刻を変更』

つまり、始業時刻になってから朝礼を始める場合は問題ありませんが、朝礼の内容にもよりますが、一般的に始業時刻前に行う場合は、労働時間にあたる場合が多いと思われます。

この会社の場合、朝礼で当日の業務に関する確認などを行っているので、8時45分から9時までの賃金を支払っていない現状は違法となります。

そこで、今回は始業時刻を8時45分に、終業時刻を17時45分に変更し、朝礼は今までどおり8時45分から行うことにしました。

その後は、新しい社員も朝礼に参加するようになりました。また、結果として、終業時刻が15分早くなったことで、社内の雰囲気も以前より良くなったそうです。

『早期発見、早期解決を』

今の時代はインターネットで簡単に知りたいことが調べられ、個人の権利意識などの変化もあり、意外と法律に詳しい人もいます。

ただ、そういう人たちは会社の敵ではありません。

会社の間違っているところを指摘してくれる大切な人なのです。

会社と従業員が一緒になって問題を解決していくことは、とても素晴らしいことです！トラブルの解決には、新しい発見がついてくるのです。

問題点の早期発見、早期解決を！

人事労務のお悩み解決は・・・。社長一人で悩まないでください。

私が何とかする二つの無料サービスがございます。

1. 無料電話相談（祝日を除く月曜日から金曜日の9時～18時まで。）

052-398-8120

2. 24時間ワンポイント無料メールアドバイス

お悩みのポイントをメールにて無料でアドバイスさせていただきます。

support@fukuta.info